

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-②)

施策名	目標4-9 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)					
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	30,904	69,037	86,941
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-16,886	-42,281	
		合計(a+b+c)	-	14,019	26,756	
執行額(百万円)	-	13,701	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・福島復興再生基本方針</li> <li>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>・総理大臣所信表明演説「帰還困難区域でも、まもなく、葛尾村で除染が始まり、全ての復興再生拠点の整備がスタートします。(平成30年10月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	特定復興再生拠点区域における除染	/	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定された。これに基づき、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染工事を開始している。	令和4年度	-
	特定復興再生拠点区域における廃棄物の処理	/	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定された。これに基づき、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで家屋等の解体工事を開始している。	令和4年度	-
			各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき除染を進める		
			各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき廃棄物の処理を進める		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで家屋等の解体・除染工事を開始するなど、着実に取組を進めているため。
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	-

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当 参事官 特定廃棄物対策担当参事官	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----------------------------------	--------------------	---------------------------------	----------	--------